

業界団体との意見交換会において金融庁が提起した主な論点

[2025 年 9 月 16 日開催 (主要行等との意見交換会)]

1. 7～9月に発生した災害等に対する金融上の措置について

- 令和7年台風第8号に伴う災害、令和7年カムチャツカ半島付近の地震に伴う津波にかかる災害、令和7年8月6日からの低気圧と前線による大雨に伴う災害、令和7年8月20日からの大雨にかかる災害、令和7年台風第12号に伴う災害、令和7年9月2日からの大雨に係る災害及び令和7年台風第15号等に伴う災害等により、被災された方々に対して、心よりお見舞い申し上げます。
- 各災害等に関し、沖縄県、岩手県、北海道、青森県、宮城県、福島県、静岡県、三重県、石川県、鹿児島県、山口県、熊本県、福岡県及び秋田県内に災害救助法が適用されたことを受け、適用地域を管轄する財務局等より日本銀行との連名で「金融上の措置要請」を関係金融機関等に発出した。
- 各金融機関においては、こうした要請も踏まえ、被災者の声やニーズを十分に把握の上、被災者の立場に立ったきめ細やかな支援対応を改めてお願いしたい。

(参考) 災害救助法適用の状況

○災害名			
地方公共団体名	法適用日 (内閣府公表日)	管轄局	措置要請日
○令和7年台風第8号			
沖縄県	7月27日(7月28日)	沖縄総合事務局	7月28日
○令和7年カムチャツカ半島付近の地震に伴う津波			
岩手県	7月30日(7月30日)	東北財務局	7月30日
北海道	7月30日(7月30日)	北海道財務局	7月31日
青森県	7月30日(7月30日)	東北財務局	7月31日
宮城県	7月30日(7月30日)	東北財務局	7月31日
福島県	7月30日(7月30日)	東北財務局	7月31日
静岡県	7月30日(7月30日)	東海財務局	7月31日
三重県	7月30日(7月30日)	東海財務局	7月31日

○令和 7 年 8 月 6 日からの低気圧と前線による大雨			
石川県	8 月 7 日（8 月 7 日）	北陸財務局	8 月 8 日
鹿児島県	8 月 7 日（8 月 8 日）	九州財務局	8 月 8 日
山口県	8 月 10 日（8 月 10 日）	中国財務局	8 月 12 日
熊本県	8 月 10 日（8 月 11 日）	九州財務局	8 月 12 日
福岡県	8 月 10 日（9 月 8 日）	福岡財務支局	9 月 9 日
○令和 7 年 8 月 20 日からの大雨			
秋田県	8 月 20 日（8 月 20 日）	東北財務局	8 月 21 日
○令和 7 年台風第 12 号			
鹿児島県	8 月 21 日（8 月 28 日）	九州財務局	8 月 29 日
○令和 7 年 9 月 2 日からの大雨			
秋田県	9 月 2 日（9 月 2 日）	東北財務局	9 月 3 日
○令和 7 年台風第 15 号等			
静岡県	9 月 5 日（9 月 5 日）	東海財務局	9 月 5 日

注：内閣府公表日順

2. 2025 事務年度の金融行政方針、監督・検査の方針について

- 2025 事務年度の金融行政の基本的な方針を示した「金融行政方針」を 2025 年 8 月 29 日に公表した。
- 本方針に掲げた内容を含め、2025 事務年度の主要行等に対する監督・検査の方針等について、2 点御説明する。

（1. 監督・検査に係る体制の見直し等）

- 2025 事務年度、金融庁は、従来の監督各課と横断モニタリング部局を、より一体的・効果的に運用するほか、主要行等と証券会社の監督は同一の審議官に担当させ、大手金融グループ全体を俯瞰した監督・検査を実施する体制とした。
- 具体的には、まず、大手銀行グループに対するモニタリングを担当する大手銀行モニタリング参事官を、銀行第一課長の指揮下に置くことで、銀行監督とモニタリングの一体的な運用をすることとする。
- さらに、大手銀行グループ全体を俯瞰する観点から、銀行第一課が中心

となって証券課等の関係課室ともよく連携し、グループ全体のビジネスやガバナンスに影響を与えるような情報が、銀行第一課長に集約される体制とした。

- こうした体制の下で、銀行毎のリスクプロファイルに基づき、対応すべき課題に優先順位を付け、関係課室のリソースを柔軟に投じることで、オンサイトの立入検査を含め、より実効性のある監督・検査を計画的に実施していく。
- 多数の金融機関が共通して直面しているリスクや課題に関しては、金融庁より、これまで同様、様々な発信をすることになるが、金融機関の対応がより円滑なものとなるよう、発信に際しては、その位置付けが当局として特にお願いしたい要請なのか、一般的な注意喚起なのか、参考にしていただけではよい情報提供なのかなど、性格を明確にすることに留意したい。性格が分からないなどの疑問やお気づきのことがあれば、金融庁に直接御連絡いただきたい。
- なお、監督局は、2026 年度、「銀行・証券監督局」に再編することを目指しているが、こうした方針となったのも、大手金融グループの実態と、グループベースで監督の高度化を図っていく必要性を踏まえたものである。いずれにせよ、各金融機関に対する当局の接触の仕方等が、こうした体制の見直しにより、従来から大きく変わるものではないと考えている。

（2. 監督・検査の着眼点）

- 大手金融グループのモニタリングの 2025 事務年度の重点事項としては、
 - ・ 足もと、「金利ある世界」への移行や各国の通商政策など、経済・市場環境の変化が見られる中、
 - ✓ これらの変化がビジネス及び各種リスクに与える影響について、どのように分析しているか、
 - ✓ それらの分析・リスク認識を踏まえた、資本の活用方法や今後の戦略について確認する。
 - ・ また、近年、買収や出資によりグループ構造が複雑化する中で、買収・出資の段階に応じた、グローバル拠点を含むグループ全体の管理に課題がないか、についても確認していく。
- こうした点について、経営陣や社外取締役を含む各階層との対話を通じ

て、グループ・グローバルガバナンスが実効的なものとなっているか確認したい。

- また、これまでと同様、取引先等の実態把握の状況を含む信用リスクの管理態勢や、市場リスク、マネロン等の業態横断テーマも確認していく方針である。

3. 特定回収困難債権買取制度の活用促進について

- 2011 年 5 月の預金保険法改正により、債務者又は保証人が暴力団員である等の特定回収困難債権、いわゆる反社債権の買取りを預金保険機構が行う「特定回収困難債権買取制度」が導入された。
- 制度開始以降、2025 年 6 月末までに、金融機関 101 先から累計 331 件、約 81 億円の債権買取を決定しており、多くの金融機関に本制度を積極的に活用していただいているものの、近年は活用実績が低調であり、また、未だに活用実績がない金融機関も存在している。
- 各金融機関においては、引き続き反社会的勢力との関係遮断に努めていただくとともに、仮に、反社債権の保有が判明した場合には、積極的に本制度の活用を検討していただきたい。

4. 価格転嫁・取引適正化に関する要請について

- 賃上げの原資を確保する価格転嫁・取引適正化を進めるため、2025 年 4 月及び 8 月、全国銀行協会に対し、要請文を発出した。
- 具体的には、2025 年 5 月に成立した下請法・下請振興法の改正内容に関する周知や、警備、ビルメンテナンス、広告等の間接的な経費に関する価格交渉対象化の検討などを要請している。
- 価格転嫁を阻害する商慣習の一掃は政府をあげた取組であるところ、本要請の趣旨・内容を十分に把握した上で、経営トップ自らがリーダーシップをもって、価格転嫁・取引適正化の着実な実行に努めていただくようお願いしたい。

5. 「身寄りのない方が亡くなられた場合の遺留金等の取扱いの手引」の改訂について

- 身寄りのない方が亡くなられた際の火葬等の費用に遺留金を充当する場

合の取扱いについては、厚生労働省及び法務省が、「身寄りのない方が亡くなられた場合の遺留金等の取扱いの手引」（以下「手引」という。）において示している。

- こうした中、2024 年、厚生労働省が各金融機関に対して実施した遺留金引出しへの対応状況に係るアンケート調査において、地方公共団体が金融機関に提出する遺留金の払戻依頼書について、共通様式を定めることを求める意見が多く寄せられた。
- このため、全国銀行協会にも御協力いただきながら、払戻の「様式案」を作成し、2025 年 7 月、厚生労働省及び法務省が、当該「様式案」の提示を含む手引の改訂を行った。
- 各金融機関においては、当該「様式案」も活用しながら、引き続き、地方公共団体における身寄りがない方が亡くなった場合の預貯金引出しに係る事務に関し、手引に沿った適切な対応をお願いしたい。

6. インターネットバンキングの利用を含む預貯金口座の不正利用等防止に向けた対策の強化に係る要請文について

- 預貯金口座の不正利用等防止に関しては、各金融機関において対策を進めていただいているところだが、特殊詐欺等の金融犯罪被害は足元高止まりしている状況にある。
- 特に、振込を悪用した特殊詐欺等においては、被害額の過半（注）がインターネットバンキングを利用した振込によるものであり、こうした手口へのさらなる対策の強化が急務である。
- こうした状況を踏まえ、2024 年 8 月に警察庁と連名で要請した「法人口座を含む預貯金口座の不正利用等防止に向けた対策の一層の強化について」に関して、インターネットバンキングの利用申込時及び利用限度額引き上げ時の確認等を追加し、改めて対策の強化を要請した。
- 金融機関においては、要請内容も踏まえ、金融犯罪対策に関して、引き続き主体的・積極的な取組をお願いしたい。

（注）2025 年上半期のインターネットバンキングを悪用した振込型詐欺の被害額（暫定値）

- ・ 特殊詐欺：220.2 億円（振込型全体の被害額 369.8 億円）
- ・ SNS 型投資詐欺：200.1 億円（振込型全体の被害額 266.4 億円）
- ・ SNS 型ロマンス詐欺：97.3 億円（振込型全体の被害額 142.1 億円）

7. 地域金融機関による人材マッチング等について

- 大企業人材を地域の中堅企業・中小企業の経営人材としてマッチングする人材プラットフォームである「REVICareer（レビキャリア）」について、報告する。
- 各金融機関においては、これまで大企業人材の登録の観点でレビキャリアを活用いただき、人事部を中心に様々な御支援をいただいている。
- レビキャリアの足元の実績については、2025 年 8 月 14 日時点において大企業人材の登録者数が累計 5,000 人を達成し、マッチング件数も 224 件となっている。
- 2024 年 10 月より休止していた研修ワークショップについて、2025 年 9 月から再開しているところ、登録者への周知をお願いします。
- レビキャリアは、各社員が自発的なキャリアデザインを考える契機となり、これが仕事に対する主体性の向上に繋がることで、社員個人の現在業務の生産性が上がることに貢献し得るものと考えている。また、転籍に限らず、兼業・副業・在籍出向も対象となるため、これらも踏まえ、各金融機関には引き続き人材登録への御協力をお願いします。

8. 企業価値担保権の実装に向けた取組について

- 企業価値担保権に関して、当面の間、モデルケースの発掘に取り組みたい。
- 例えば、企業価値担保権を活用する上で共通する課題について、具体的な利用案件を念頭に、積極的・先進的な取組を進めようとする金融機関との間で、検討を進めていく。
- 具体的な利用案件を念頭において取組を進めようとする金融機関においては、金融庁までお知らせいただきたい。

9. 金融業界横断的なサイバーセキュリティ演習（Delta Wall 2025）について

- 金融業界全体のインシデント能力向上のため、2025 年も 10 月にサイバーセキュリティ演習（DeltaWall（デルタウォール）2025）を実施予定である。
- 参加予定の金融機関においては、IT/サイバーセキュリティ担当部署だけではなく、経営層も積極的に参加していただきたい。また、演習が終わった後は、演習で得られた教訓を活かし、自社のサイバーインシデントマニュアルを改訂するなど、具体的な対応につなげていただきたい。具体的には、経

営者が適切な意思決定を行えたか、組織として顧客対応、業務復旧などのコンティンジェンシープランが有効であったかなどを振り返り、できなかったことを可視化し、改善するにはどうすればよいか、体制、業務プロセス、予算、人材を含めて考えていただきたい。

10. 金融行政方針の公表について

- 2025 年 8 月 29 日、2025 事務年度の金融行政方針を公表した。これは、金融庁が各事務年度において、重点的に実施する施策を明確化するものである。
- 2025 年金融行政方針は、要点を絞った記載としており、この方針に掲げた施策だけでなく、これまで継続的に取り組んできた施策も着実に実施していく。
- 金融行政方針を端緒として、各金融機関と課題認識等を共有し、かみ合ったコミュニケーションに繋げていきたい。金融庁の施策について、御不明な点、御懸念の点、御提言したい点があれば、お気軽にお問合せいただきたい。

11. 令和 8 年度税制改正要望について

- 2025 年 8 月 29 日、令和 8 年度の税制改正要望項目を公表した。
- 主な項目としては、
 - ・ 「資産運用立国」の推進に向けた措置として、「NISA 対象商品の拡充を含む制度の充実」「NISA に係る所在地確認手続きの簡素化等」「投資法人に係る税制優遇措置の見直し及び延長」、
 - ・ 暗号資産・保険に関する措置として、「暗号資産取引に係る課税の見直し」「生命保険料控除制度の拡充の恒久化等」、
 - ・ 国際金融センターの実現に向けた措置として、「外国組合員に対する課税の特例の見直し」「クロスボーダー投資の活性化に向けた租税条約等の手続きの見直し」「金融所得課税の一体化」

を要望している。

- 今後、年末に向けて議論が本格化していくところ、全国銀行協会においても、引き続き、御協力をお願いしたい。

12. 公益通報窓口等

- 近年、金融サービスを悪用した詐欺等や、金融機関や金融市場に関わる不祥

事や不正が相次ぐ中、2025 事務年度の金融行政方針でも触れたとおり、金融機関や金融市場の公正性・安全性に対する信頼を回復することが重要である。

- 金融庁では、公益通報窓口及び相談窓口を設け、いわゆる内部告発や金融サービスに関する情報を受け付けている。寄せられた情報については、金融機関のモニタリングに役立ててきたところであるが、今後もより一層活用していきたい。
- 他方、金融機関の公正性に対する信頼の回復は、そもそも金融機関自身の主体的取組によるべきものである。各金融機関においては、引き続き顧客本位の業務運営の徹底やそれを前提とした職員教育、職員の士気の維持向上に努めていただきたい。

(以 上)